公募型見積合わせの執行について

令和７年６月 10 日

大阪市生野区長　筋原　章博

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

1　見積合わせに付する事項	
（1）案件番号	7-16
（2）案件名称	第 27 回参議院議員通常選挙にかかる投票所資材搬送及び撤収業務
（3）履行内容	別添仕様書のとおり
（4）履行期限	別添仕様書のとおり
（5）履行場所	別添仕様書のとおり
2　日程及び場所	
（1）見積書提出期間	令和７年６月 10 日(火)　～　令和７年６月 23 日(月) 午後３時 00 分まで
（2）参加資格審査資料等提出期間	今回、参加資格審査資料の提出はありません。
（3）仕様書に関する質問期間及び質問方法	令和７年６月 10 日(火)　～　令和７年６月 16 日(月) 午後５時 30 分まで 仕様書に関する質問については、ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp にメールにて行うこと。 ※案件番号、案件名称を明記してください。
（4）質問回答方法	質問の回答は、令和７年６月 18 日(水)にホームページ上に回答する。
（5）申込場所	生野区役所企画総務課（大阪市生野区勝山南 3-1-19） ※提出は、区役所４階 46 番に設置されている見積書投函箱への直接投函に限る。
（6）契約相手方通知日	令和７年６月 24 日(火)までに電話にて回答　※契約相手方のみ
3　参加資格	
（１）令和７・８・９年度大阪市入札参加有資格者名簿に種目一覧承認種目「大分類 03：運搬請負－小分類 02：運行代行－小分類 03：その他運行代行」または「大分類 03 運搬請負－中分類 03：梱包・発送－小分類 04 その他梱包・発送」で登録していること。 （２）入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。 （３）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと 及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。 （４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。	
4　参加申し込み等	
（1）申込書類	事業請負見積書
（2）その他提出書類	誓約書 ※誓約書については契約の相手方となった場合に速やかに提出すること。なお、参加申込み時の提出も可とする。
（3）申込書類の配布場所	事業請負見積書については、ホームページにて配布
5　契約担当課（公募型見積合わせの手続き等に関する質問先）	
生野区役所企画総務課	大阪市生野区勝山南 3-1-19　生野区役所　4 階 （担当：山野・田中）電話 06-6715-9004
6　事業担当課	
生野区役所企画総務課	大阪市生野区勝山南 3-1-19　生野区役所　4 階 （担当：山野・田中）電話 06-6715-9004

7　その他事項
(1) 公募型見積合わせの参加申込みの見積書は契約担当課で配布するが、それ以外の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。 (2) 大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するときは、契約保証金を免除する。 (3) 見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。 (4) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。 (6) 契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書」を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約の締結を行わないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。